

しょうがいしゃぎゃくたいぼうし 障害者虐待防止について

ほんの少しの勇氣と知識があれば
救うことができるのです。



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう せつめい 【障害者虐待防止法についての説明】

しょうがいしゃ たい ぎゃくたい そんげん がい
障害者に対する虐待は尊厳を害するものです。「障害者虐待防止法」の目的は、しょうがいしゃ じり
つ およ しゃかいさんか ぎゃくたい ぼうし
立及び社会参加にとって虐待を防止することがとても重要であることから、虐待の防止、早期発
けん ぎゃくたい う しょうがいしゃ たい ほご じりつ しえん ようごしゃ しえん しょうがい
見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者への支援などを行うことで、障害
者の権利利益の擁護に役立つこととされています。

この目的を実現させるためにこの法律では、くに けん しちよう しょうがいふくししせつじゅうじしゃとう しょうしゃ
などに虐待防止等の責任と義務を負わせるとともに、ぎゃくたい うけ おも しょうがいしゃ はっけん もの
に対する通報義務を課しています。



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほうせいりつ 障害者虐待防止法の成立

しょうがいしゃ そんげん まも ほうりつ 障害者の尊厳を守る法律

しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし ようご しゃ たい しえんとう かん しあく すいしん へいせい ねん がつ にち しょうが
障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するために平成23年6月17日「障害
者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」)が可決、
せいりつ へいせい ねん がつ にち せこう
成立し、平成24年10月1日から施行されることとなりました。

たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうがいしゃ しょうがいしゃきほんほうだい じょうだい ごう きてい しょうがい ていぎ
障害者虐待防止法での障害者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。

しょうがいしゃきほんほうだい じょうだい ごう
【障害者基本法第2条第1号】

「身体障害・知的障害・精神障害(発達障害含む)・その他心身の機能の障害がある者であって、障害
および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」として
います。障害者手帳を取得していない方や18歳未満の方も含まれます。

しんたいしょうがいしゃ 身体障害者

め みみ あんせい げんご そしゃくきのう したいふじゆう ないぞう こきゅうきとう しょうがい しゃかいせいかつ
目、耳、音声、言語、咀嚼機能、肢体不自由、内臓、呼吸器等に障害があり社会生活
にちじょうせいかつ おく しえん ひつよう かた
日常生活を送るうえで支援が必要な方。

ちてきしょうがい 知的障害

ちてききのう しょうがい はつたつき しゃかいせいかつ にちじょうせいかつ おく しえん
知的機能の障害が発達期にあらわれたため、社会生活や日常生活を送るうえで支援
ひつよう かた
が必要な方。

せいしんしょうがいしゃ 精神障害者

とうごうしつちょうしょう びょう た せいしんしつかん しょうがい しゃかいせいかつ にちじょうせいかつ
統合失調症、うつ病、その他の精神疾患などの障害により、社会生活や日常生活を
おく しえん ひつよう かた
送るうえで支援が必要な方。

しょうがいしゃぎゃくたい ていぎ 障害者虐待の定義

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう ぎゃくたい い か しゅるい わ
障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。



ようごしゃ しょうがいしゃぎゃくたい 養護者による 障害者虐待

しょうがいしゃ せいかつ せわ きんせん かんり しょうがいしゃぎゃくたい
障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や
しんぞく どうきよ ひと ぎゃくたい
親族、同居する人による虐待のことでです。



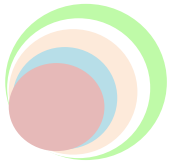
しょうがいしゃふくししせつじゅうじしゃとう 障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待

しょうがいしゃふくししせつ しょうがいふくし じぎょうしょ はたら
障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いてい
る職員による虐待のことでです。



しょうしゃ しょうがいしゃぎゃくたい 使用者による 障害者虐待

しょうがいしゃ やと はたら じぎょうしゅ ぎゃくたい
障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のこ
とです。

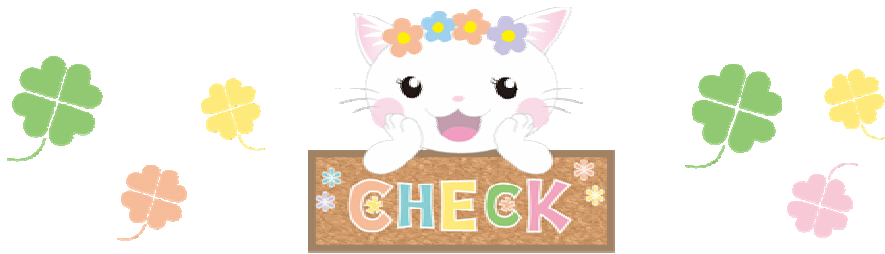


こんなことは虐待になります！！

障害者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合があります。

	定義	具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為	平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口にいれる、やけど・打撲させる、柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療の必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる・・・など。
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える事	「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う。仲間に入れない、子ども扱いする、一人だけ特別な服や帽子をつけさせるなど、人格をおとしめるような扱いをする。話しかけているのに意図的に無視する・・・など。
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)	性交、性器への接触、性行為を強要する、裸にする。キスする、わいせつな言葉を言わせる、わいせつな映像を見せる・・・など。
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること	年金や賃金を搾取する、本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に処分する・運用する・施設等へ寄付する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さない・・・など
ネグレクト	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること	食事や水分を十分に与えないで空腹状態が長時間続いたり、栄養失調や脱水症状の状態にある。食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している。あまりに浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしないことで衛生状態が悪化している。髪や爪が伸び放題。室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる。病気や事故でけがをしても病院に連れて行かない。学校に行かせない。必要な福祉サービスをうけさせない・制限する。同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する・・・など。





ぎゃくたいはっけん

虐待発見チェックリスト

障害者が自らSOSを訴えないことがよくあります。小さな兆候を見逃さずに、早期に虐待を発見しなければなりません。虐待が疑われるサインには色々なものがあります。たくさんの項目に当てはまる場合は虐待の疑いがそれだけ濃くなると判断してください。また、これはあくまでも例なので、ぴったりと当てはまらなくても虐待がないとは考えずに、似たようなサインにも注意深く目を向けてください。

身体的虐待のサイン

からだ ちい きず ひんぱん
身体に小さな傷が頻繁にみられる

ふと うちがわ しょうわん ぶ うちがわ せなか きず
太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる

かいふくじょうたい ちが きず
回復状態がさまざまに違う傷、あざがある

あたま かお とうひ きず
頭、顔、頭皮などに傷がある

しり て せなか やけど やけど あと
お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある

きゅう
急におびえたり、こわがったりする

「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない

きず せつめい つじつま あ
傷やあざの説明のつじつまが合わない

て あたま かっこう
手をあげると、頭をかばうような格好をする

おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える

じぶん あたま とつぜん なだ
自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある

いし ほけん ふくし たんとうしゃ そうだん ちゅうちよ
医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する

いし ほけん ふくし たんとうしゃ はな ないよう へんか
医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

心理的虐待のサイン

かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる

ふ きそく すいみん ゆめ
不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる

からだ いしゆく
身体を委縮させる

おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす

しょくよく へんか はげ せつしょく(しょうがい) かしょく きょしょく
食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる

じしやうこうい
自傷行為がみられる

むりよくかん あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる

たいじゆう ふしぜん へ
体重が不自然に増えたり、へったりする

性的虐待のサイン

ふしぜん ある かつた ざい たも こんなん
不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる

こうもん せいき しゅつけつ きず
肛門や性器からの出血、傷がみられる

せいき いた うった
性器の痛み、かゆみを訴える

きゅう
急におびえたり、こわがったりする

しゅうい ひと からだ
周囲の人の体にさわようになる

ひわい ことば ばつ
卑猥な言葉を発するようになる

ひとめ きけたがる、ひとり へや
人目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる

いし ほけん ふくし かんけいしゃ そうだん ちゅうちよ
医師や、保健、福祉の関係者に相談することを躊躇する

ね ふきそく すいみん ゆめ
寝れない、不規則な睡眠、夢にうなされる

せいき じぶん
性器を自分でよくいじるようになる

ネグレクトのサイン

からだ いしゅう よご かつみ つめの きたな ひ ふ かいよう
身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍

へや いしゅう がする、きょくど らんざつ、べたべたしたかんじ、ゴミをほうち
部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している

おな ふく き よご ぬめ
ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着

たいじゅう ふ かし た た
体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる

かど くうぶく うった えいようしつちよう み と
過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる

びょうき ケガをしても かぞく じゅしん きょひ じゅしん すず い けはい
病気やケガをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない

がっこう しょくば で
学校や職場に出でこない

しえんしゃ はなし
支援者とあいたがらない、話したがらない

セルフネグレクトのサイン

ひるま あまど し
昼間でも雨戸が閉まっている

でんき すすいどう と しんぶん じゅしんりょう やちん しはら
電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受診料、家賃の支払いが

とどこお
滞っている

へや しゅうい さんらん へや いしゅう
ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする

ゆうびんぶつ ほうち
郵便物がたまったまま放置されている

のらねこ ば
野良猫のたまり場になっている

きんじょ ひと ぎょうせい そうだん の ほう
近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と

えんりょ たいど
遠慮し、あきらめの態度がみられる

金銭的虐待のサイン

はたら ちんぎん え はずなのに ますい み かね つか ようす
働いて賃金を得ているはずなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない

ねんきん ちんぎん かんり ほんにん し
年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない

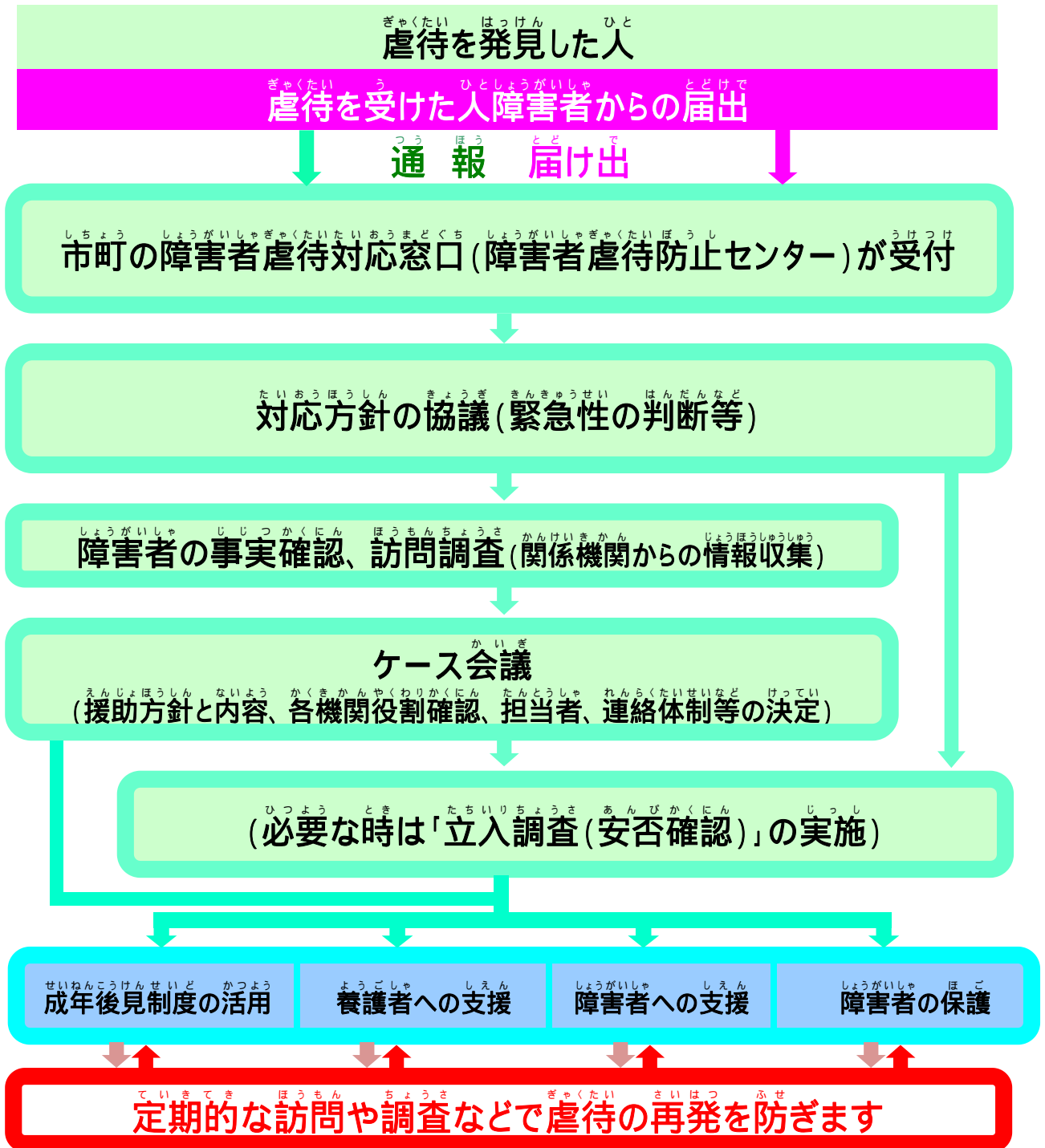
りようりょう せいかつひ しはら
サービスの利用料や生活費の支払いができない

しさん ほうゆうじょうきょう せいかつじょうきょう らくさ ばげ
資産の保有状況と生活状況との落差が激しい

おや ほんにん ねんきん かんり ゆうきょうひ せいかつひ つか おも
親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える



養護者による障害者虐待が 発生した場合の対応





障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待が発生した場合の対応

- ・ 障害者福祉施設従業者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報
- ・ 障害者福祉施設従業者等による虐待を受けた障害者からの届出

市町の障害者虐待対応窓口
(障害者虐待防止センター)
対応方針の協議 (緊急性の判断等)

事実確認、訪問調査 (必要時は県へ相談・報告)

ケース会議 (虐待事実の確認等)

県の障害者虐待対応窓口による事実の確認

障害者自立支援法、社会福祉法などに基づく権限の行使

障害者福祉施設従業者等による虐待の状況等の公表(毎年度)



使用者による障害者虐待が 発生した場合の対応

- ・ 使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報
- ・ 使用者による虐待を受けた障害者からの届出

市町の障害者虐待対応窓口

(障害者虐待防止センター)

必要に応じ事実確認等

通知

(事業所所在地の都道府県へ)

県の障害者虐待対応窓口(県障害者権利擁護センター)

必要に応じ事実確認等

報告

(事業所所在地の都道府県労働局へ)

情報提供、連携

都道府県労働局

対応部署の決定

公共職業安定所、労働基準監督署

雇用均等室、企画室等

虐待防止・障害者保護を図るため障害者雇用促進法、労働基準法、個別労働紛争解決促進法等の規定による権限の適切な行使

使用者による虐待の状況等の公表(毎年度)

各市町障害者虐待防止センター

平成25年6月 現在

市 町	設置場所	電話番号(平日日中)	FAX	休日夜間連絡先	メールアドレス
長崎市	障害福祉課	095-829-1800	095-823-7571	電話:095-829-1800	-
佐世保市	障がい福祉課	0956-24-1111	-	電話:0956-24-1111	-
島原市	福祉保健総務グループ 福祉班	0957-63-1111	0957-62-2923	電話:0957-63-1111	-
諫早市	障害福祉課	0957-22-1500	0957-24-0901	電話:0957-22-1500	-
大村市	大村市 高齢者・障害者センター	0957-52-5063	0957-54-2099	電話:0957-52-5063 FAX:0957-54-2099	-
平戸市	福祉課 障害福祉班	0950-22-4111	0950-22-4421	電話:0950-22-4111 FAX:0950-22-4421 メール:shogaifukushi@city.hirado.lg.jp	shogaifukushi@city.hirado.lg.jp
松浦市	福祉事務所 障害福祉係	0956-72-1111	0956-72-4672	TEL:0956-72-1111	fukusi@city.matsuura.lg.jp
対馬市	福祉事務所 福祉課	0920-58-2294	0920-58-2551	TEL:0920-58-1111	-
壱岐市	市民福祉課	0920-47-0116	0920-47-6100	電話:0920-47-0116 FAX:0920-47-6100	-
五島市	五島市相談支援事業所 サポートセンターゆうなぎ	0959-72-4710	0959-72-4709	電話:0959-72-4710 FAX:0959-72-4709 携帯:090-1710-6299	yunagi5@tempo.ocn.ne.jp
西海市	西海市役所 福祉課 相談支援事業所 和みの里	西海市役所 福祉課 0959-37-0069 相談支援事業所 和みの里 095-840-7132	西海市役所 福祉課 0959-29-0050	相談支援事業所 和みの里 電話:095-840-7132	-
雲仙市	福祉課 障害福祉班	0957-36-2500	0957-36-8900	電話:0957-36-2500	fukushi@city.unzen.nagasaki.jp
南島原市	福祉事務所障害福祉班	050-3381-5051	0957-82-0217	電話:050-3381-5051 FAX:0957-82-0217	fukushi@city.minamishimabara.lg.jp
長与町	福祉課 相談支援事業所 和みの里	長与町役場 福祉課 095-883-1111 相談支援事業所 和みの里 095-840-7132	長与町役場 福祉課 095-883-2061 和みの里 095-886-3287	相談支援事業所 和みの里 TEL:095-840-7132	長与町役場 福祉課 hukushi@nagayo.jp 相談支援事業所 和みの里 nagomi2076@ngs2.cncm.ne.jp
時津町	福祉課 相談支援事業所 和みの里	時津町役場 福祉課 095-882-2211	時津町役場 福祉課 095-881-2764	相談支援事業所 和みの里 TEL:095-840-7132	-
東彼杵町	町民福祉課 福祉係	0957-46-1111	0957-20-1032	FAX:0957-20-1032 メール:fukushi@higashisonogi.jp	fukushi@higashisonogi.jp
川棚町	住民福祉課	0956-82-3131	0956-82-3134	TEL:0956-82-3131	jyuumin@town.kawatana.lg.jp
波佐見町	住民福祉課 社会福祉係	0956-85-2111	0956-85-8161	TEL:0956-85-2111	fukushi@town.hasami.lg.jp
小値賀町	小値賀町役場 地域包括支援センター	0959-56-3111	0959-43-3077	-	juminka@ojika.net
佐々町	住民福祉課	0956-62-2101	0956-62-3178	FAX:0956-62-3178 メール:sazatyo-fuku-kaikei@ever.ocn.ne.jp	sazatyo-fuku-kaikei@ever.ocn.ne.jp
新上五島町	福祉長寿課	0959-53-1165	0959-52-3741	電話:0959-53-1111 FAX:0959-52-3741 メール:fukushi@town.shinkamigoto.lg.jp	fukushi@town.shinkamigoto.lg.jp

長崎県障害者権利擁護センター

市 町	設置場所	電話番号(平日日中)	FAX	休日夜間連絡先	メールアドレス
長崎県	長崎こども・女性・障害者支援 センター	0120-294210	095-846-8920	FAX:095-846-8920 メール:kenriyougo@pref.nagasaki.lg.jp	kenriyougo@pref.nagasaki.lg.jp